

2022 年度
電圧調整機能募集要綱

2022 年 9 月 1 日
北海道電力ネットワーク株式会社

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 注意事項
- 第3章 用語の定義
- 第4章 募集スケジュール
- 第5章 募集概要
- 第6章 応札方法
- 第7章 評価および落札案件決定の方法
- 第8章 契約条件
- 第9章 その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制（2022年4月より開始される特定卸供給事業（アグリゲーター）制度を含みます。）導入に伴い、各事業者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 北海道電力ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は一般送配電事業者としての役割を果たすために、以下に示す2種類の対策のための発電機（以下、「電圧調整機能」といいます。）を入札により募集します。
 - ・当社の系統に並列する発電機数が限定される軽負荷期において、作業等により大型火力発電機が停止した場合に不足する基幹系統の無効電力調整能力を発電機の追加起動により補うための、基幹系統に連系する発電機の運転（以下「基幹系電圧調整対策」といいます。）。
 - ・当社の系統に並列する発電機の停止等により交流系統の短絡容量が低下することによる北本連系設備の電圧不安定振動の発生を防止し、緊急受電時に容量上限まで電力融通を行うために、当社の交流系統の変換所地点もしくは道央地域で発電機の追加起動により必要な短絡容量を確保するための発電機の運転（以下「北本安定運転維持対策」といいます。）。
3. 今回実施する入札においては、発電事業者の事業予見性の確保や電圧調整機能の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した電圧調整機能のトラブル等に応じて、随時、短期契約（1年未満）を前提とした追加募集を行なうことがあります。
4. この電圧調整機能募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、当社が電圧調整機能として募集する発電機（以下「契約発電機」といいます。）が満たすべき条件、評価方法等について説明いたします。また、落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する「電圧調整機能の提供に関する契約書（ひな型）」を参照してください。
5. 本要綱にもとづき、電圧調整機能の提供に関する契約を希望される応募者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書等を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、安定的に継続して調整力を確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電圧調整機能を入札により募集いたします。応札者が入札書で明らかにする電圧調整機能の入札案件の評価にあたっては、価格が低いことが決定要因となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件および募集に合わせて公表する「電圧調整機能の提供に関する契約書（ひな型）」の内容を全て承諾のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 契約発電機を有する事業者は、「電圧調整機能の提供に関する契約書」を当社と締結していただく必要があります。
※ ジョイント・ベンチャー（以下「JV」といいます。）として応札、落札された場合で当該JVが法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。
- (6) 上記（5）に加え、契約発電機は、当社との間で当社の託送供給等約款（以下「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。
なお、発電量調整供給契約の契約者と電圧調整機能契約者とが同一であることは求めません。
- (7) 応札者が、入札書提出後に応札の辞退を希望する場合は、速やかに書面（様式6-1または様式6-2）により当社まで申し出てください。一度応札辞退の意思を表明した場合は、今年度の入札において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承ください。応札を辞退された場合は、当社はすみやかに入札書を返却します。

(8) 本要綱にもとづく電圧調整機能の提供に関する契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものいたします。

(9) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体は、日本国において法人格を有するものいたします。また、JV 等のグループで応札することも可能いたします。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地等を様式 2 により明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。

なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものいたします。

(10) 以下のイからハまでのいずれかに該当する関係（資本関係または人的関係等）にある複数の者が、本入札の応札を希望する場合は、原則として、そのうち一の者より応札するか、JV として応札してください。

なお、個別に応札する場合は、入札書（様式 1-1 または様式 1-2）の「6 資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いします。

※ 本要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者ご注意ください。

イ. 資本関係

(イ) 会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等と会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する株式会社の役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいいます。）の社員（同報第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定め

がある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。)

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項または会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ハ. その他、上記イまたはロと同視しうる場合

(11) 本要綱にもとづき評価した結果、当社が電圧調整機能の提供に関する契約を締結することを決定した応募者（以下「落札者」といい、協議の後に、当社と電圧調整機能の提供に関する契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）または当社が第三者と合併、会社分割または電圧調整機能の提供に関する契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとしたします。

(12) 応募に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、契約協議に要する費用等）は、全て応募者で負担するものとしたします。

(13) 入札書は全て日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(14) 入札募集期間中、入札書提出後に入札書の内容を変更する場合は、上記（7）における入札辞退と同等に扱いますので、内容変更前に入札辞退書とともに新たに内容変更後の入札書を提出してください。

また、ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札候補者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については、これに応じて頂きます。

なお、入札募集期間終了後に入札書および添付書類の内容を変更することはできません。

(15) 契約希望者は 2023 年 10 月以降、インボイス制度が導入されるため、適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の報告要請があった場合、必要最低限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供できるものとします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別のご質問がある場合は、下記の当社ホームページ問い合わせ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

<当社ホームページ問合せ専用フォーム URL リンク>

https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/network/mail/inputform.cgi?id=adjust_pubprocured_contactus

第3章 用語の定義

1. 北海道・本州間連系設備

北海道・本州間連系設備（以下「北本」といいます。）は北海道と本州を結ぶ直流連系設備をいいます。

2. 無効電力

負荷と電源とで往復するだけで消費されない電力をいいます。誘導負荷（インダクタンスに由来）、容量負荷（静電容量に由来）から生じ、誘導負荷に由来する無効電力を遅れ無効電力、容量負荷に由来する無効電力を進み無効電力といいます。無効電力を制御することで電圧調整を行います。

3. 要請運転

契約発電機に対して、電圧調整機能の提供をしていただくために、当社から要請する運転をいいます。

4. 基本料金

契約発電機が電圧調整機能の提供をするために必要な費用への対価をいい、要請実績に応じて決定した価格を毎月精算いたします。

5. 従量料金

当社要請により、契約発電機等が要請運転を行うことに伴い発生した電力量（kWh）に対する対価をいいます。

6. 需給調整市場

Δ kW（一般送配電事業者が、調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要ときに指令できる権利）を取引するための市場をいいます。

7. 電圧調整機能

基幹系電圧調整対策および北本安定運転維持対策の機能の総称といたします。

8. 基幹系電圧調整対策

当社の系統に並列する発電機数が限定される軽負荷期において、作業等により大型火力発電機が停止した場合に不足する基幹系統の無効電力調整能力を発電機の追加起動により補うための、基幹系統に連系する発電機の運転をいいます。

9. 北本安定運転維持対策

当社の系統に並列する発電機の停止等により交流系統の短絡容量が低下することによる北本連系設備の電圧不安定振動の発生を防止し、緊急受電時に容量上限まで電力融通を行うために、当社の交流系統の変換所地点もしくは道央地域で発電機の追加起動により必要な短絡容量を確保するための発電機の運転をいいます。

10. 想定要請運転期間

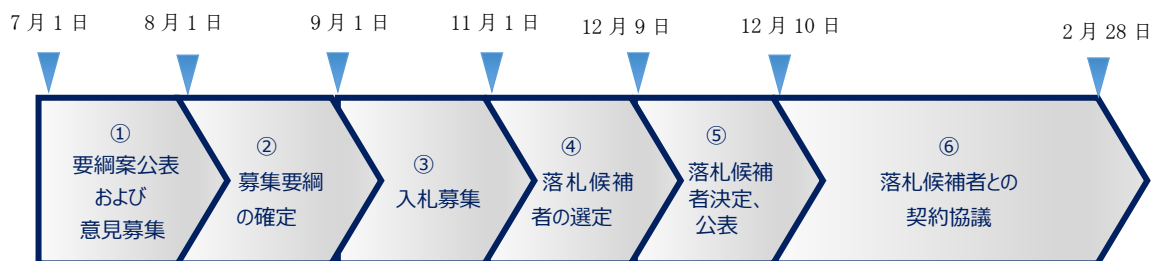
本募集時点で想定している要請運転期間をいい、基幹系電圧調整対策の場合は、無効電力調整能力が最も高い発電機の停止する期間とし、北本安定運転維持対策の場合は、北本作業停止等の期間を除く期間とします。

11. 運転要請期間

契約締結後に当社から通知する、実際に契約発電機に運転を要請する期間をいいます。

第4章 募集スケジュール

1. 2022年度における、募集要綱案公表から落札者との電圧調整機能の提供に関する契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合があります。



日程	ステップ	説明
7/1 ～ 8/1	① 要綱案公表および 意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電圧調整機能を調達するための本要綱(案)を策定し、入札募集内容を公表するとともに、本要綱(案)の仕様・評価方法等について、意見募集を行ないます。 応札をご検討の方は、本要綱(案)を参照のうえ、各項目に対するご意見がある場合は、理由と併せて8/1 16:00までに専用フォーム URL より意見を提出してください。
8/2 ～ 8/31	② 募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を踏まえ本要綱を確定いたします。
9/1 ～ 10/31	③ 入札募集	当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書等を作成し、10/31 16:00までに応札してください。
11/1 ～ 12/8	④ 落札候補者の選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定します。ただし、募集量に達しなかった場合は、状況により対応を検討します。
12/9	⑤ 落札候補者決定、 公表	当社は、落札候補者決定後、入札手続きの結果を公表します。
12/10 ～ 2/28	⑥ 契約協議	当社は、落札候補者と電圧調整機能の提供に関する契約に関わる協議を開始し、契約します。

第5章 募集概要

募集概要は以下のとおりとし、基幹系電圧調整対策、北本安定運転維持対策双方への入札も可能といたします。

募集量を上回る応募があった場合の落札案件は「第7章 評価および落札案件決定の方法」によって決定いたします。

1. 基幹系電圧調整対策

基幹系電圧調整対策に対応する電圧調整機能の募集内容および満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集要件

イ. 募集量

道央基幹系ループ系統の電圧運用許容範囲を満足するために必要な無効電力70Mvar（発電機側から見て進み方向、発電機最低出力運転時基準）

募集量は、道央基幹系ループ系統の電圧運用許容範囲を満足するために必要な無効電力 70Mvar（発電機側から見て進み方向）とします。この値は発電機が安定して運転できる最低出力運転時の能力を基準といたします。

なお、要請運転は最低出力で行うため、最低出力分までを確保するものであり、各種市場や調整力公募（電圧調整機能公募に応札する発電機と同一の発電機を用いて、電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ〔厳気象対応調整力公募）へ入札することも可能とします。ただし、同一調整力公募への複数入札は認められません。

ロ. 電圧調整機能提供期間

1年間

電圧調整機能提供期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間といたします。

ハ. 想定運転要請期間

無効電力調整能力が最も高い発電機が停止する期間 (想定運転要請期間95日間)

想定運転要請期間は、無効電力調整能力が最も高い発電機の停止する期間（2023年4月1日～2023年7月4日まで（95日間））とします。

(イ) 契約発電機に運転を要請する際には、原則2か月前までに該当月1か月間に対する運転要請期間および要請運転時の発電電力量を通知いたしますので、要請運転に対応できるよう燃料確保等の準備をしていただきます。ただし、運転要請期間および要請運転時の発電電力量が2か月前から変更となる場合は、実需給断面の前日10時までに通知いたします。

なお、実需給断面で緊急的な発電機停止等により運転要請期間が増加する

可能性がありますので、その場合は可能な限り要請に応じていただきます。

- (ロ) 要請内容の変更等により、該当月 1 か月間における発電電力量の実績の合計が、2 か月前までに通知した要請運転時の発電電力量の合計に満たなかった場合は、未達分の発電電力量を次月以降に繰り越して使用いたします。

尚以って未達が発生する場合は、電圧調整機能提供期間内に要請運転、もしくは電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結している場合は電源Ⅱ契約にもとづく運転にて、未達分全量を使用します。ただし、この場合の要請運転については、基本料金の算定に用いる要請運転実績コマにカウントいたしません。

二. 対象発電機

当社の系統に連系する電圧調整機能の提供が可能な契約発電機

- (イ) 北海道中央部の基幹系統内において、二つの大規模電源（北海道電力株式会社所有の苫東厚真発電所、石狩湾新港発電所）が連系しており、これらの一部が作業停止などにより運転できないことにより当該系統の電圧を適正に維持することが難しい場合に要請運転を実施します。そのため、これらの発電所は募集対象外といたします。
- (ロ) 当社の系統（離島を除きます。）に連系する発電機（連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）で電圧調整機能の提供が可能な火力発電機、水力発電機といたします。
- (ハ) 使用する燃料については、特に指定いたしません。電圧調整機能提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。
- (ニ) 応札時点で営業運転を開始していない発電機の場合、応札までに約款にもとづく接続検討が終了していること、電圧調整機能提供期間までに発電機の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電圧調整機能の提供に関する契約において、計量器の取り付け・取替等の工事が必要な場合、電圧調整機能提供期間までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

ホ. 入札単位

発電機単位

- (イ) 入札は特定の発電機を入札していただきます。
- (ロ) 応札していただく発電機の電圧調整機能の提供の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

へ. 応札価格規律

$$\text{年間固定費想定額[円]} \times \frac{\text{最低運転出力[kW]}}{\text{定格出力[kW]}} \times \frac{\text{想定運転要請期間[日]}}{\text{1年間の日数[日]}}$$

本募集は対象とする地域と発電機が特定され競争が生じにくいと考えられるこ

とから、入札価格が不当に高い価格とならないように応札価格に規律を設けます。

なお、想定要請運転期間は「ハ. 想定運転要請期間」に記載のとおりといたします。

(例) 年間固定費 1 億円、定格出力 350MW、最低出力 50MW の発電機で想定要請運転期間 95 日間の場合

(小数点以下第 1 位を四捨五入します。)

$$1 \text{ 億円} \times \frac{50\text{MW}}{350\text{MW}} \times \frac{95 \text{ 日}}{366 \text{ 日}} = 3,708,041 \text{ 円}$$

(2) 運用要件

イ. 運転要請期間に運転できること

事前に要請する期間において、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き発電機の運転が可能であることが必要です。

なお、実需給断面で緊急的な発電機停止等により運転要請期間が増加する可能性がありますので、その場合は可能な限り要請に応じていただきます。

ロ. 電圧調整機能の提供が可能な状態に維持すること

事前に要請する期間において、燃料確保等を含め電圧調整機能の提供が可能な状態に維持すること。

ハ. 定期点検、補修作業時期調整の応諾

作業等による計画停止の時期は、原則として想定運転要請期間に記載の期間を避けて計画していただきます。また、他の契約発電機の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の変更を希望した場合、停止計画の調整を協議させていただきます。

ニ. トラブル対応

不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。また、不具合が解消した場合、速やかに当社へ連絡していただきます。

(3) その他

イ. 技術的信頼性

(イ) 応札していただく契約発電機については、電圧調整機能の運転実績を有すること、または実績を有する者の技術支援等により、電圧調整機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 募集要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

a. 契約発電機の試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出

b. 現地調査および現地試験

c. その他、当社が必要と考える対応

(ハ) 電圧調整機能提供期間において、定期点検の結果等により、契約発電機の機能等に変更があった場合は、すみやかに、当社に連絡していただきます。

ロ. 特定卸供給事業制度に関する手続きの実施

落札候補者は、電圧調整機能の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、電圧調整機能提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

ハ. 準拠すべき基準

応札していただく契約発電機については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

2. 北本安定運転維持対策

北本安定運転維持対策に対応する電圧調整機能の募集内容および満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集要件

イ. 募集量

道南地域で合計350MWまたは道央地域で合計600MW（発電端）

募集量は道南地域で合計350MWまたは道央地域で合計600MWといたします。

なお、要請運転は最低出力で行うため、最低出力分までを確保するものであり、各種市場や調整力公募（電圧調整機能公募に応札する発電機と同一の発電機を用いて、電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ〔厳気象対応調整力公募〕へ入札することも可能とします。ただし、同一調整力公募への複数入札は認められません。

ロ. 電圧調整機能提供期間

1年間

電圧調整機能提供期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間といたします。

ハ. 想定運転要請期間

原則通年での運転（想定運転要請期間366日）

想定運転要請期間は、原則通年とします。

(イ) 契約発電機に運転を要請する際には、原則2か月前までに該当月1か月間に対する運転要請期間および要請運転時の発電電力量を通知いたしますので、要請運転に対応できるよう燃料確保等の準備をしていただきます。ただし、運転要請期間および発電電力量が2か月前から変更となる場合は、実需給断面の前日10時までに通知いたします。

なお、実需給断面で緊急的な発電機停止等により運転要請期間が増加する可能性がありますので、その場合は可能な限り要請に応じていただきます。

(ロ) 要請内容の変更等により、該当月1か月間における発電電力量の実績の合計が、2か月前までに通知した要請運転時の発電電力量の合計に満たなかった場合は、未達分の発電電力量を次月以降に繰り越して使用いたします。

尚以って未達が発生する場合は、電圧調整機能提供期間内に要請運転、もしくは電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結している場合は電源Ⅱ契約にもとづく運転にて、未達分全量を使用します。ただし、この場合の要請運転については、基本料金の算定に用いる要請運転実績コマにはカウントいたしません。

二. 対象発電機

道南地域または道央地域に位置する同期発電機

- (イ) 当社の供給区域で最大規模発電所（北海道電力株式会社所有の苫東厚真発電所）が脱落した際の北本連系設備の緊急動作に対する交直変換器の安定運転を図るため要請運転を実施します。そのため、苫東厚真発電所は募集対象外といたします。
- (ロ) 当社の系統（離島を除きます。）に連系する発電機（連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）で、当社からの要請により並解列可能な火力発電機、水力発電機といたします。
- (ハ) 使用する燃料については、特に指定いたしません。電圧調整機能提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。
- (ニ) 応札時点で営業運転を開始していない発電機の場合、応札までに約款にもとづく接続検討が終了していること、電圧調整機能提供期間までに発電機の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電圧調整機能の提供に関する契約において、計量器の取り付け・取替等の工事が必要な場合、電圧調整機能提供期間までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

ホ. 入札単位

発電機単位

- (イ) 入札は、特定の発電機を入札していただきます。
- (ロ) 応札いただく発電機の電圧調整機能の提供の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

ヘ. 応札価格規律

$$\text{年間固定費想定額[円]} \times \frac{\text{最低運転出力[kW]}}{\text{定格出力[kW]}} \times \frac{\text{想定運転要請期間[日]}}{\text{1年間の日数[日]}}$$

本募集は対象とする地域と発電機が特定され競争が生じにくいと考えられることから、入札価格が不当に高い価格とならないように応札価格に規律を設けます。

なお、想定運転要請期間は「ハ. 運転要請期間」に記載のとおりといたします。

(例) 年間固定費 1 億円、定格出力 350MW、最低出力 50MW の発電機の場合

(小数点以下第 1 位を四捨五入します。)

$$1 \text{ 億円} \times \frac{50\text{MW}}{350\text{MW}} \times \frac{366 \text{ 日}}{366 \text{ 日}} = 14,285,714 \text{ 円}$$

(2) 運用要件

イ. 運転要請期間に運転できること

事前に要請する期間において、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得な

い事由がある場合を除き発電機の運転が可能であることが必要です。

なお、実需給断面で緊急的な発電機停止等により運転要請期間が増加する可能性がありますので、その場合は可能な限り要請に応じていただきます。

ロ．電圧調整機能を提供可能な状態に維持すること

事前に要請する期間において、燃料確保等を含め電圧調整機能を提供可能な状態に維持すること。

ハ．定期点検、補修作業時期調整の応諾

作業等による計画停止の時期は、他の契約発電機の作業との重複等为了避免するため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、協議させていただきます。

ニ．トラブル対応

不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。また、不具合が解消した場合、速やかに当社へ連絡していただきます。

(3) その他

イ．技術的信頼性

(イ) 応札していただく発電機については、電圧調整機能の運転実績を有すること、または実績を有する者の技術支援等により、電圧調整機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 応募要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- a. 契約発電機の試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出
- b. 現地調査および現地試験
- c. その他、当社が必要と考える対応

(ハ) 電圧調整機能提供期間において、定期点検の結果等により、契約発電機の機能等に変更があった場合は、すみやかに、当社に連絡していただきます。

ロ．特定卸供給事業制度に関する手続きの実施

落札候補者は、電圧調整機能の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、電圧調整機能提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

ハ．準拠すべき基準

応札していただく契約発電機については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。提出された入札書（写し含む。）は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

なお、入札書類および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが、（1）イ（ト）各様式指定の添付書類について、添付書類が膨大となる場合は、入札前に当社へ事前相談のうえ当社が認めた場合のみ、電子データでの提出を可能とします。

（1）入札書の提出

イ. 提出書類（様式1～様式5）および添付書類

入札書の概要は以下のとおりです。

（イ）入札書（様式1-1、1-2）

（ロ）応札者の概要（様式2）

（ハ）契約発電機の仕様（様式3-1、3-2）

（ニ）契約発電機の運転実績について（様式4）

（ホ）運用条件に関わる事項（様式5）

（ヘ）入札書に押捺した印章の印鑑証明書

（ト）各様式指定の添付書類

※ 入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※ 各様式指定の添付書類については、入札書様式3をご確認ください。

※ 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、応札価格に含めないでください。

※ 公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱います。

・応札者が収入割を含む場合は、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、応札価格に事業税相当額を含めないでください。

・応札者が収入割を含まない場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしませんので、応札価格に事業税相当額を含めてください。

ロ. 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参してください。

ハ. 提出場所

〒060-0051

北海道札幌市中央区南1条東1丁目5番 大通バスセンタービル1号館4階

北海道電力ネットワーク株式会社 業務部 電力受給センター 契約グループ

ニ. 募集期間

2022年9月1日（木）～2022年10月31日（月）

(イ) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(ロ) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には前日までに当社までご連絡をお願いいたします。

<連絡先>

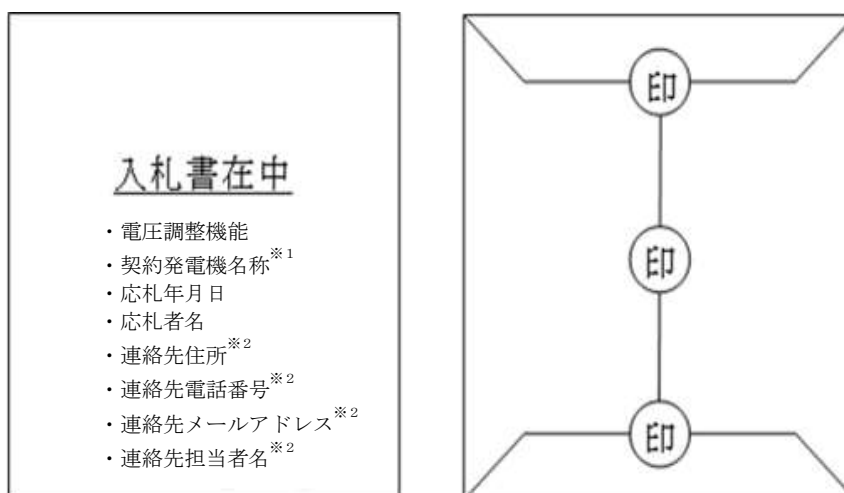
北海道電力ネットワーク株式会社 業務部 電力受給センター 契約グループ
電話：011-251-4048

ホ. 入札を無効とするもの

(イ) 記名捺印のないもの

(ロ) 提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※ 入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 入札される契約発電機名称を記載してください。

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)ハ. 提出場所へ郵送してください。

なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

(2) 一般書留または簡易書留等、配達記録が残る形で郵送してください。

(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。

※ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

イ. 入札書（様式1-1）

●●●●年●月●日

入札書

北海道電力ネットワーク株式会社

取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社が公表した「2022 年度電圧調整機能募集要綱」を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

応札対象	基幹系電圧調整対策
1 発電機の所在地および名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機
2 定格出力	●kW
3 最低運転出力	●kW
4 最低出力運転時の進相無効電力供出量	●Mvar
5 応札価格 (第5章1. へ. に記載の計算式にて算定)	●円
6 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無 ^{※1} (該当するものに○をつけてください。)	有・無

(作成にあたっての留意点)

・押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

※1 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等を行なったにも関わらず、1の者からの応札またはJV応札としなかったことが判明した場合は、関連する全ての入札を無効といたします。

イ. 入札書（様式1-2）

●●●●年●月●日

入札書

北海道電力ネットワーク株式会社

取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社が公表した「2022 年度電圧調整機能募集要綱」を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

応札対象	北本安定運転維持対策
1 発電機の所在地および名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機
2 定格出力	●kW
3 最低運転出力	●kW
4 立地地域 ^{※1} （いずれかに○）	道央地域・道南地域
5 応札価格 （第5章2. へ. に記載の計算式にて算定）	●円
6 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無 ^{※2} （該当するものに○をつけてください。）	有・無

（作成にあたっての留意点）

・押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

※1 立地地域が不明な場合は個別にお問い合わせください。

※2 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等を行なったにも関わらず、1の者からの応札またはJV応札としなかったことが判明した場合は、関連する全ての入札を無効といたします。

ロ. 応札者の概要（様式2）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	北海道●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金（円）	●,●●●
売上高（円）	●,●●●
総資産額（円）	●,●●●
従業員数（人）	●,●●●
事業税課税標準	収入割を含む・収入割を含まない

（作成にあたっての留意点）

- ・業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- ・応札主体が、JVまたは合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。
- ・資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- ・応札者が適用する事業税課税標準について、○で囲んでください。

ハ. 契約発電機の仕様 (様式 3-1)

契約発電機の仕様 (火力発電機)

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 北海道●●市●●町●●番●
(2) 名称 ●●火力発電所●号発電機
(3) 受電地点特定番号 01●●●●××××□□□□▲▲▲▲

2. 営業運転開始年月日

●●●●年●●月●●日

3. 主たる使用燃料・貯蔵設備等

- (1) 種類 ●●
(2) 発熱量 ●● (kJ/t)
(3) 燃料貯蔵設備 総容量●●● (kl)
タンク基数 ●基
備蓄日数 ●日分 (100%利用率)
(4) 燃料調達計画

4. 発電機

- (1) 種類 (形式) ●●●●
(2) 定格容量 ●●●kVA
(3) 定格電圧 ●●kV
(4) 連続運転可能電圧 (定格比) ●●%~●●%
(5) 定格力率 ●●%
(6) 周波数 50Hz
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz~●●Hz
(8) 最低運転出力 ●●kW
(9) 最低運転時の進相無効電力供出量 ●●Mvar

5. 熱効率 (HHV)、所内率

- (1) 発電端熱効率 ●●%
(2) 送電端熱効率 ●●%
(3) 所内率 ●%

(作成にあたっての留意点)

- ・発電機の性能（発電機容量、最低運転出力、最低運転時の進相無効電力供出量）を証明する書類を添付してください。

ハ. 契約発電機の仕様 (様式 3-2)

契約発電機の仕様 (水力発電機)

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 北海道●●市●●町●●番●
(2) 名称 ●●水力発電所●号発電機
(3) 受電地点特定番号 01●●●●××××□□□□▲▲▲▲

2. 営業運転開始年月日

●●●●年●●月●●日

3. 最大貯水容量 (発電所単位で記載)

●● (10³ m³)

4. 発電機

- (1) 種類 (形式) ●●●●
(2) 定格容量 ●●●kVA
(3) 定格電圧 ●●kV
(4) 連続運転可能電圧 (定格比) ●●%~●●%
(5) 定格力率 ●●%
(6) 周波数 50Hz
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz~●●Hz
(8) 最低運転出力 ●●kW
(9) 最低運転時の進相無効電力供出量 ●●Mvar

5. 所内率

●%

(作成にあたっての留意点)

- ・発電機の性能 (発電機容量、最低運転出力、最低運転時の進相無効電力供出量) を証明する書類を添付してください。

へ. 契約発電機の運転実績について (様式 4)

契約発電機の運転実績について

電圧調整機能の提供をする契約発電機の運転実績 (前年度実績) について記入してください。

1. 設備運転実績

契約発電機名称	●●発電所
出力/総使用量	●●, ●●●kW
営業使用開始年月	●●●●年●●月
運転年数	●●年●●ヶ月 (●●●●年●月末時点) (運転開始から 2021 年度末までの実績)
総発電電力量/総使用電力量	●●, ●●●●kWh (●●●●年●月末時点) (運転開始から 2021 年度末までの実績)
設備利用率	約●●% (2021 年度の実績)

2. 定期検査の実施実績について記入してください。

(作成にあたっての留意点)

- ・前年度実績が無く、当年度に試運転または営業運転の実績がある場合においては、当年度実績であることを明記のうえ、当年度実績を記入してください。
- ・応札された電圧調整機能の提供能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、電圧調整発動試験を実施いたします。ただし、上記運転実績等をもって、電圧調整機能の提供能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、電圧調整機能発動試験を省略することがあります。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって電圧調整機能の提供能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、電圧調整機能発動試験を省略することがあります。
- ・実績については、発動日時点で当社と契約している設備の発動実績の合計値を記載してください。
- ・記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。

ト. 運用条件に関わる事項（様式5）

運用条件に関わる事項

計画停止の時期 および期間等	<p>※契約期間内における定期検査等、停止（電圧調整機能の提供をすることができない状態のこと。）の実施時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>※定期検査等、停止の他に、設備都合による電圧調整機能の提供が不可となる場合は記入してください。</p> <p>※なお、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。</p> <p>※年間停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本要綱第8章（6）に基づき、改めて提出いただきます。</p>
運転管理体制	<p>※当社からの要請や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。</p>
その他	<p>※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。</p>

（作成にあたっての留意点）

- ・記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。

チ 入札辞退書（様式6-1）

●●●●年●月●日

入札辞退書

北海道電力ネットワーク株式会社

取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社の「2022 年度電圧調整機能募集要綱」を承諾のうえ、下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

応札対象	基幹系電圧調整対策
1 発電機の所在地および名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機
2 定格出力	●kW
3 最低運転出力	●kW
4 最低出力運転時の進相無効電力供出量	●Mvar
5 応札価格 (第5章1.へ.に記載の計算式にて算定)	●円
6 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無 (該当するものに○をつけてください。)	有・無

チ 入札辞退書（様式6-2）

●●●●年●月●日

入札辞退書

北海道電力ネットワーク株式会社

取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社の「2022 年度電圧調整機能募集要綱」を承諾のうえ、
下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

応札対象	北本安定運転維持対策
1 発電機の所在地および名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機
2 定格出力	●kW
3 最低運転出力	●kW
4 立地地域（いずれかに○）	道央地域 ・ 道南地域
5 応札価格 (第5章2.へ.に記載の計算式にて算定)	●円
6 資本関係または人的関係等のある者と の事前調整等の有無 (該当するものに○をつけてください。)	有・無

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象といたします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

〔ステップ1〕落札案件の決定

入札書に記載の最低出力運転時の進相無効電力供出量、定格出力および応札価格を元に、募集量を最大限満足し、かつ調達費用が最小となるように選定します。

＜具体例＞

■基幹系電圧調整対策（募集量 70Mvar）

例1 次の2発電機が応札された場合

- ・A 発電機：無効電力調整能力 10Mvar（応札価格 50 万円）（単価 5 万円/Mvar）
 - ・B 発電機：無効電力調整能力 70Mvar（応札価格 600 万円）（単価 8.57 万円/Mvar）
- B 発電機のみ落札候補といたします（調達費用 600 万円）

Mvar 単価が安価な A 発電機、B 発電機の順で落札候補とした場合、募集量を超過します。したがって、募集量を満足し、かつ調達費用が最小となるよう、単独で募集量を満足している B 発電機のみ落札候補といたします。

例2 次の2発電機が応札された場合

- ・C 発電機：無効電力調整能力 40Mvar（応札価格 300 万円）（単価 7.5 万円/Mvar）
 - ・D 発電機：無効電力調整能力 40Mvar（応札価格 400 万円）（単価 10 万円/Mvar）
- C、D 発電機いずれも落札候補といたします。（調達費用 700 万円）

Mvar 単価が安価な C 発電機、D 発電機の順で落札候補とした場合、募集量を超過します。また、いずれも単独では募集量を満足しません。したがって、募集量を満足し、かつ調達費用が最小となるよう、C 発電機および D 発電機を落札候補といたします。

■北本安定運転維持対策（道南地域で合計 350MW または道央地域で合計 600MW）

例1 次の4発電機が応札された場合

- ・道南地域の E 発電機：定格出力 350MW（応札価格 500 万円）（単価 1.43 万円/MW）
 - ・道南地域の F 発電機：定格出力 250MW（応札価格 200 万円）（単価 0.8 万円/MW）
 - ・道央地域の G 発電機：定格出力 250MW（応札価格 300 万円）（単価 1.2 万円/MW）
 - ・道央地域の H 発電機：定格出力 350MW（応札価格 300 万円）（単価 0.86 万円/MW）
- E 発電機のみ落札候補といたします。（調達費用 500 万円）

道南地域においては、MW 単価が安価な F 発電機、E 発電機の順で落札候補とし

た場合、募集量を超過します。したがって、募集量を満足し、かつ調達費用が最小となるよう、単独で募集量を満足している E 発電機（応札価格 500 万円）のみを道南地域における落札候補といたします。

一方、道央地域においては、Mvar 単価が安価な H 発電機、G 発電機の順で落札候補とした場合、募集量を満足します。また、いずれも単独では募集量を満足しません。したがって G 発電機、H 発電機（応札価格合計 600 万円）を道央地域における落札候補といたします。

最終的に、道南地域と道央地域の応札価格合計を比較すると、道南地域が安価となるため、道南地域の E 発電機を落札候補と選定いたします。

例 2 次の 2 発電機が応札された場合

- ・道南地域の I 発電機：定格出力 250MW（応札価格 150 万円）（単価 0.6 万円/MW）
 - ・道南地域の J 発電機：定格出力 250MW（応札価格 250 万円）（単価 1.0 万円/MW）
- I、J 発電機を落札候補といたします。（調達費用 400 万円）

MW 単価が安価な順から I 発電機、J 発電機を落札候補とした場合、募集量を超過します。また、いずれも単独では募集量を満足しません。したがって、募集量を満足し、かつ調達費用が最小となるよう、I 発電機および J 発電機を落札候補といたします。

[ステップ 2] 契約協議

落札候補者と契約協議を行います。

なお、落札候補者に対しては、契約協議時に 2023 年 4 月 1 日から 5 月 31 日分の要請運転期間および要請運転時の発電電力量を通知いたします。

第8章 契約条件

1. 電圧調整機能契約における主たる契約条件は以下のとおりといたします。

(1) 契約期間

電圧調整機能契約期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間といたします。

(2) 発受電計画の提出

契約発電機、電圧調整機能の提供が可能な代替発電機および要請運転により発受電計画値策定に影響を受けた発電機について、以下の発受電計画を実需給月の翌月20日までに当社へ提出いただきます。

イ. 日本卸電力取引所におけるスポット市場の約定結果を反映した30分コマごとの発受電計画（以下、「スポット後バランス」という。）。

ロ. スポット後バランスに要請運転を考慮した30分コマごとの発受電計画（以下、「要請後バランス」という。）。ただし、電力広域的運営推進機関に提出する翌日計画と同等な計画とする。

(3) 基本料金

契約発電機の予約に伴う基本料金はスポット後バランス、要請後バランスおよび運転実績を元に月毎に実績にて支払いいたします。

イ. 落札した発電機の基本料金は、以下の式によって精算額を決定します。

なお、(8)項に定める代替発電機供出時も運転要請実績コマをカウントいたします。

$$\text{応札価格[円]} \times \frac{366[\text{日}]}{\text{想定運転要請期間[日]}} \times \frac{\text{要請運転実績コマ数[コマ]} \times 1}{17568[\text{コマ}] \times 2}$$

※1 要請運転実績コマは以下のいずれも満たしている場合のコマとします。

- ・要請後バランスからスポット後バランスを契約発電機ごとに減じて得た値が正の場合となるコマ
- ・同契約発電機において、実需給断面にて運転実績のあるコマ

※2 1年間の総コマ数（366日×48コマ『1日当たりの30分コマ数』）

ロ. 応札価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。

(4) 損失費用

当社要請に従って運転したことに伴う損失については、月毎（確定の翌月までに）に支払うことし、以下のとおり精算いたします。

イ. 損失費用として、持替費用と起動費を算定し各月ごとに精算いたします。また、代替発電機を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、代替発電機の単価を使

用して同様に算定いたします。

なお、同一発電機が本要綱で定めた基幹系電圧調整対策、北本安定運転維持対策いずれも落札した場合、上げ精算電力量および下げ精算電力量は重複してカウントしないことといたします。

● 損失費用＝持替費用＋起動費

・ 持替費用＝上げ精算費用（上げ精算電力量×上げ精算単価）

－下げ精算費用（下げ精算電力量×下げ精算単価）

・ 起動費＝停止時間の範囲ごとに、要請後バランスにて計画される起動回数を起動費単価で積算した金額と、スポット後バランスにて計画される起動回数を起動費単価で積算した金額の差分

ロ. 契約発電機、電圧調整機能の提供が可能な代替発電機および要請運転により発電計画値策定に影響を受けた発電機について、熱消費量特性曲線等より求めた以下の各単価を実需給月の翌月 20 日までに当社へ提出していただきます。また、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。

なお、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。

- ・ 上げ精算単価：要請運転を行った場合の増分価格（円/kWh）を出力帯別に設定
- ・ 下げ精算単価：要請運転を行った場合の減分価格（円/kWh）を出力帯別に設定
- ・ 起動費単価：停止から起動までの停止時間の長さに応じて設定するモードごとの起動単価（円/回・機）

ハ. イの上げ精算単価および下げ精算単価については、最低出力から最大出力までの間において、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように設定していただきます。

なお、最低出力未満はこの限りではありません。

ニ. 実需給断面で運転実績のある時間帯において、要請後バランスからスポット後バランスを 30 分毎、発電機毎に減じ、正のものを上げ精算電力量、負のものを下げ精算電力量とします。

ホ. スポット後バランスに対して要請後バランスにて発電機を起動させる場合に必要となる起動費を支払うものといたします。また、要請後バランスにて起動を回避した場合は当社が起動費を受領いたします。

※ （3）（4）について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割りに相当する金額に限ります。）を加算いたします。

一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

(5) 運用要件

イ. 需給運用への参加および運用要件の遵守

契約者は、契約発電機について本要綱第5章に定める運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の要請に従っていただきます。

ロ. 需給調整市場等への応札

電気の有効活用の観点から、当社から運転要請により生じた発電余力についてはやむを得ない事由を除き需給調整市場等へ応札いただきます。

(6) 新設設備

イ. 事前に募集要件および運用要件等の確認ができることが必要となります。

なお、必要により試験結果等を提出していただきます。

ロ. 原則として契約開始までに試運転が終了し、営業運転を開始していることが必要となります。なお、営業運転開始日が遅延する場合は、契約締結日の見直しの対象となる場合がございますので、別途協議させていただきます。

ハ. 入札時までには約款にもとづく接続検討が終了していることが必要となります。

(7) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

イ. 契約者は、当社が定める期日までに発電機の停止計画の案を当社に提出していただきます。

ロ. 他の契約発電機の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。

(8) ペナルティ

イ. 当社から通知する運転要請期間において、契約発電機の事故や当日の計画外の点検、並解列の制約等、当社の責とならない事由で電圧調整機能の提供ができなかった実績時間（以下、停止割戻対象時間という。）は、原則として、停止割戻料金を算定し、当該月の基本料金から割り引くものといたします。

ロ. 電圧調整機能の提供が可能な代替発電機を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合または停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停止割戻対象時間から除外することといたします。なお、代替電源の使用に必要な追加費用のお支払いはいたしません。

ハ. 停止割戻料金の算定式

$$\begin{aligned} \text{停止割戻料金} &= \text{停止割戻対象時間} \times 0.5 \times \text{基本料金の1時間相当額} \\ \text{基本料金の1時間相当額} &= \text{基本料金} \div 720^{**} \end{aligned}$$

※ 30日（実需給月の日数によって変動します。）×24時間＝720時間

(9) 契約の解除

イ. 契約者または当社が、電圧調整機能の提供に関する契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電圧調整機能の提供に関する契約の履行を催告するものいたします。

ロ. 前項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が電圧調整機能の提供に関する契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電圧調整機能の提供に関する契約を解除することができるものいたします。ただし、意図的な契約不履行等があった場合は、ただちに契約を解除することができるものいたします。

ハ. 契約者または当社が、電圧調整機能の提供に関する契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電圧調整機能の提供に関する契約を解除することができるものいたします。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

ニ. 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。

ホ. 契約者が電圧調整機能提供期間の始期までに、電圧調整機能の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが完了しないことが明らかとなったときは、当社は電圧調整機能の提供に関する契約を解除できるものいたします。

第9章 その他

1. 機能の確認・試験について

電圧調整機能の提供に関する契約の締結にあたり、満たすべき募集要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、応札者（または契約者）はその求めに応じていただきます。

- (1) 発電機の試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出
- (2) 現地調査および現地試験
- (3) その他、当社が必要と考える対応